

“新たな会社制度”を提案、意見を募集

日本版LLC制度創設に向けた報告書公表

- 経 産 省 -

経済産業省は11月17日、日本版LLC制度の創設に向けた報告書「人的資産を活用する新しい組織形態に関する提案 日本版LLC制度の創設に向けて」を取りまとめ公表、同報告書に対する意見募集を始めた。LLCとは、米国で活用が進んでいる新しい会社制度の一種で、外見は株式会社と同様、出資者が全員有限責任の法人でありながら、会社の内部ルールについては組合と同様、法律で強制されることなく自由に決められる有限責任の人的会社制度。同報告書では、事業を行う上での選択肢を増やして、人材集約型企業の振興や創業を促す観点から、株式会社などと並ぶ新しい会社制度としてLLC制度を創設するよう提言している。同省は、今後の検討をさらに深めていく上での参考とするため、忌憚のない意見を募っている。報告書の概要及び意見募集要領は次のとおり。

日本版LLC制度報告書について

このたび経済産業省では、日本版LLC（ ）の創設に向けた報告書「人的資産を活用する新しい組織形態に関する提案

日本版LLC制度の創設に向けて」を取りまとめ、本報告書に対する意見を各方面から広く募ることとしました。

() LLC (Limited Liability Company)

・ LLCとは、米国で活用が進んでいる株式会社制度と並ぶ新しい会社制度の一種である。外見は株式会社と同様、出

資者が全員有限責任の法人でありながら、会社の内部ルールについては組合と同様、法律で強制されることなく自由に決められるところに特徴がある(「有限責任の人的会社制度」)。

・ このため、ノウハウのある人材が集まって事業を展開する人材集約型の産業分野(ソフトウェアなどの情報産業、投資顧問業や投資銀行などの金融産業、事業再生コンサルタントなどの経営支援サービス産業、共同研究開発事

業など)で活用されており、米国ではここ5年間で株式会社が60万社増加する一方、LLCも約60万社増加している。

報告書の概要

報告書においては、日本の会社制度においてはLLCのような会社制度(有限責任の人的会社制度)が用意されていないため、事業を行う上での選択肢を増やして人材集約型企業の振興や創業を促す観点から、株式会社などと並ぶ新しい会社制度としてLLC制度を創設するよう提言しています。

- (1) 企業の競争力の源は「物的資産」から「人的資産」へとシフトしている。大規模な株式会社ではなく、人的な会社の発展可能性が高まっている。
 - ・米国企業の無形資産のウエイトは20年前の2割弱から6割強に。
 - ・日本企業も3割が無形資産で、優良企業はさらに高い。
- (2) 欧米では、株式会社と組合の利点を融合した新しい人的会社制度が整備されている。外見は有限責任の法人で、内部は組合という会社制度であり、LLC、LLPが典型である。
 - ・米国のLLCは1990年代の制度導入後、72万社(日本に引きなおすと30万社に相当)に達している。
 - ・英国のLLPは2000年に導入され、監査法人や法律事務所などの専門職種その他、一般の事業体でも活用が進んでいる。
- (3) 日本でも、有限責任の人的法人制度(日本版LLC)の整備が望まれる。会社法、有限責任組合、企業組合などを改変することが考えられる。
 - ・ドイツの有限合資会社は8万社(日本に引き直すと16万社に相当、日本の合名合資会社の4倍)ある。
 - ・フランスのSAS(単純型株式資本会社)は1994年に導入され、ジョイント・ベンチャーに利用されている。
 - ・有限責任の人的法人を整備する方法としては、会社法現代化の中で新たな会社類型を創設する方法(LLCアプローチ)、有限責任組合制度を改正する方法(LLPアプローチ)、企業組合制度を改正する方法(企業組合アプローチ)がある。
- (4) LLCは、高度な人的資産集約型産業の受け皿となる。創業の活発化、情報・金融・高度サービス産業の振興、事業再編や共同研究開発、産学連携の促進、対日投資の活性化など創業、産業構造、事業再生、国際調和の各側面での効果が期待される。
 - ・欧米では、LLC・LLPによって、人的資産を元手にした創業や、金融、情報、法務など高度な人材集約型の企業、ジ

ョイント・ベンチャーの受け皿として、無視できない数の新会社が生まれている。

報告書に対する意見募集について

経済産業省では、本報告書に対する意見を各方面から広く募ることとしています。本報告書に対する意見は、今後の検討を行う上での参考としていく予定です。

< 意見募集要領 >

1. 意見募集期限

平成15年12月17日(水)まで(必着)

2. 意見募集対象

「人的資産を活用する新しい組織形態に関する提案 日本版LLC制度の創設に向けて」

編集者注：報告書本文は、経済産業省ホームページ(<http://www.meti.go.jp>)をご参照ください。

3. 意見送付要領

住所、氏名、職業(又は所属団体)を明記の上、日本語にてご意見を送付して下さい。

電話でのご意見の提出には対応しかねますので、予めご了承下さい。

電子メールの場合

電子メールアドレス：qqcdbc@meti.go.jp
経済産業省経済産業政策局産業組織課 あて

FAXの場合

FAX番号：03 - 3501 - 6046

経済産業省経済産業政策局産業組織課 あて
郵送の場合

〒100 - 8901 東京都千代田区霞が関1 - 3 - 1
経済産業省経済産業政策局産業組織課 あて

4. 意見記入要領

氏名、連絡先(住所、電話番号、FAX番号)、職業(又は所属団体)を必ず明記してください。

ご意見の対象となる、該当個所を明記して下さい。

頂いたご意見につきましては、住所・連絡先を除き、全て公開される可能性がありますことを、予めご承知おき下さい。

頂いたご意見については個別の回答を致しかねますので、ご了承下さい。

[問い合わせ先]

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課

代表：03 - 3501 - 1511 (内線2621)

直通：03 - 3501 - 6521

